

3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まります

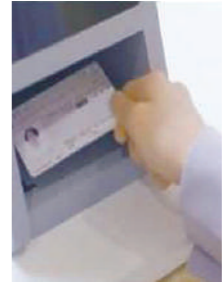


3月から、新たにマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用できる医療機関・薬局は順次拡大される予定です。
なお、従来の健康保険証でもこれまでどおり受診できます。

総務課 ☎66・1044

利用方法は簡単！

マイナンバーカードをカードリーダーにかざし、顔認証か4桁の暗証番号で本人確認。自動受け付けのため、人との接触を最小限に受け付けられます。



※写真はイメージ

利用申し込みも簡単！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申し込みが必要です。



健康保険証利用の主なメリット

- ◆初めての医療機関などでも、今までに使った正確な薬の情報が医師などと共有できる
- ◆転職や引っ越しなど保険証の切り替えが必要な時でも、切れ目なく保険医療機関で受診ができる
- ◆カードにお薬手帳の機能を持たせ、自身の服薬履歴や特定健診のデータを確認することができる
- ◆オンラインでの医療保険資格の確認で、高額療養費の限度額認定証などの提出が不要になり、限度額以上の支払いが免除される

- 【必要なものをチェック】
- ①申し込み者本人のマイナンバーカードと市区町村窓口で設定した数字4桁の暗証番号
 - ②マイナンバーカード読み取り対応のスマホかパソコンとICカードリーダー
 - ③「マイナポータル」のインストール

【利用申し込み方法】

スマホやパソコンのブラウザから「マイナポータル」(下コードからアクセス可)にアクセスし「健康保険証利用の申込」から。
※スマホやパソコンを持っていない人は、市役所に設置しているマイナポータル端末から申し込みができます。



ここをクリック！

マイナンバーカードを取得するには

カード申請支援窓口、スマホ、パソコン、郵送証明写真機で交付申請ができます。カード未取得者には国からQRコード付き交付申請書(下)が順次発送されます。また、交付申請書は市民課 西支所 市民・年金係でも再発行することができます。



マイナンバーカードの交付と電子証明書更新専用臨時窓口を開設

2月と3月の土曜日13時～16時にマイナンバーカードの交付と電子証明書の更新専用の臨時窓口を開設します。カードの受け取りは、住所が東地区の人は市役所市民課、西と加佐地区の人は西支所です。
予約制のため、前日までに電話で予約してください(3月分の予約受け付けは3月1日(月)から)。
※住民票発行、住所の異動などは取り扱えません
市民課 ☎66・1001、西支所市民・年金係 ☎77・2252

POINT
保険証利用開始時期の直前は、マイナンバーカード申請の混雑が予想されます。早めに申請ください。

申請後、市から交付通知書が届いたら、通知書と必要書類を持って、マイナンバーカードを取りに行きましょう。

2月2日(火)から 税の申告受け付けが始まります

◆市役所での申告受け付け

- ◆所得税・消費税…2月2日(火)～12日(金) (土・日曜日、祝日は除く)に受け付け。税理士の申告相談も同時実施(※。10日(水)・12日は消費税と所得税の住宅ローン控除の申告は受け付けできません。
- ※土地・建物・株式などを売却した所得 贈与税や相続税の相談は除く。
- ◆市・府民税…2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日は除く)に受け付け。

◆市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告書を提出した人には、2月16日までに申告書を送付します。届かない人や新たに申告が必要となった人は、税務課 ☎66・1026へ連絡を。

◆公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、その他の所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(還付を受ける場合は確定申告が必要)。ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると、市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

◆市・府民税が減額になる人…市・府民税が課税され、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人
※所得・控除の状況で、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

◆市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載

市・府民税の申告には申告者と被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示が写しの添付が必要です。

◆税務署への電子申告には電子証明書が必要

インターネットで電子申告を行う場合は電子証明書が必要です。電子証明書はマイナンバーカードに搭載されていますが、有効期限切れ、住所異動などで失効している場合は、再発行の手続きが必要です。

【発行窓口】市民課が西支所市民・年金係
▼詳しくは、市民課 ☎66・1001、西支所市民・年金係 ☎77・2252へ。

会場の「密」を避けるためのお願い

今年は、所得税などと市・府民税の申告受付日や会場が例年とは異なります。また「密」を避けるため、会場内では待機できないので注意してください(赤れんが4号棟が会場の日は、時間指定の整理券を当日の8時30分から発行します)。

- ◆所得税・消費税
自宅のパソコンやスマホから「e-Tax」か国税庁ホームページ「確定申告コーナー」(右コードからアクセス可)を利用して、申告書を作成できます。
▶詳しくは、確定申告コールセンター(☎75・0801)音声案内「0」へ。
- ◆市・府民税
「郵送」での提出にご協力ください。また、スマホから市役所本庁での申告相談の事前予約ができます。希望者は右コードから申し込み(定員あり)。
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

申告受け付けの日程

受付会場	赤れんが4号棟	市役所本庁 (2階202会議室)	市役所西支所	舞鶴税務署
受付申告書	所得税・消費税	市・府民税	市・府民税	所得税・消費税・贈与税
受付時間	[午前の部]9時30分～12時 [午後の部]13時～16時(相談受付締切時間15時)	9時～16時	9時～16時	9時～16時
		※①所得税・消費税について、税理士による相談と申告の受け付けを実施		
		※②右下コードからLINE予約ができます		
		※③所得税の住宅ローン控除と消費税は受け付けません		
2月	2日(火) ●			
	5日(金) ●			
	8日(月) ●			
	9日(火) ●			
	10日(水) ●			
	12日(金) ●			
	16日(火) ●			
	19日(金) ●			
	22日(月) ●			
	24日(水) ●			
	26日(金) ●			
3月	1日(月) ●			
	5日(金) ●			
	8日(月) ●			
	12日(金) ●			
	15日(月) ●			

※申告の相談・受け付けは●印の付いているところを実施。